

「指定短期入所サービス利用契約」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では、利用者へ指定障害者短期入所サービスを提供します。
当サービスの利用は、原則として介護給付の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 利用事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. サービスに係る設備等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4. 従業員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減・・・・・・・・・・4
6. 利用者の記録や情報の管理、開示について・・・・・・・・・・・・・・8
7. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

社会福祉法人 花木庭会
(鹿島療育園)
当施設は佐賀県の指定を受けています。
(佐賀県指定 第4111500031号)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 花 木 庭 会
所 在 地	佐賀県鹿島市大字山浦甲 2 4 8 1 番地 3
電 話 番 号	0 9 5 4 - 6 2 - 2 7 8 0
代表者氏名	理事長 馬 場 謙 吾
設立年月日	昭和 6 0 年 1 1 月 7 日

2. 利用事業所

事業所の種類	平成 1 8 年 1 0 月 1 日 指定 佐賀県第 4 1 1 1 5 0 0 0 3 1 号
事業所の名称と目的	短期入所 鹿島療育園
施設の所在地と連絡先	鹿島療育園 佐賀県鹿島市大字山浦甲 2 4 8 1 番地 3 0 9 5 4 - 6 2 - 2 7 8 0
施設長（管理者）	施設長 迎 雅 瑞 嗣
施設の運営方針	1 ご利用者様へ、常に真心を込めて安心と安全を提供する 2 地域との交流を活発にし、地域から必要とされる施設づくりを目指す。 3 職員の自己研鑽による能力アップに努める。 4 技術力の向上により、よいサービスに徹する。 5 社会的ルールの遵守（コンプライアンス）を徹底する。
開設年月日	平成 1 8 年 1 0 月 1 日
利用定員	5 人

3. 営業時間

営業日	1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日を除く毎日
受付時間	午前 9 時から午後 5 時まで
サービス提供時間帯	2 4 時間

4. サービスに係る設備等の概要

(1) 居室の概要（入所施設のみ）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	8室	
2人部屋	2室	ベッド又は畳
4人部屋	12室	ベッド又は畳
合計	22室	

利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

(2) 居室以外の施設設備の概要

当事業所では、居室以外に下記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、「生活介護」ならびに「施設入所支援」のサービス提供において設置が義務づけられている施設・設備です。これらのご利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

施設設備の種類	室数	備考
食堂	1箇所	
医務室(診療所)	1室	隣接して静養室完備
静養室	1室	
浴室	1室	特殊浴槽・一般浴槽・小浴槽
洗面所	3箇所	男女棟別各1箇所
便所	6箇所	男女棟別各1箇所、個室トイレ
相談室	1箇所	

(3) 居室の変更（入所施設のみ）

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により事業者でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

(1) 一般的注意事項

- ① 施設内での生活は、日課を定めています。できるだけ規則正しい生活を心がけてください。
- ② 礼節を守り粗暴な行動をとらないようにしてください。
- ③ 許可無く飲食物を外部から持ち込んで飲食しないでください。
- ④ 無断で施設を離れないでください。
- ⑤ 施設内の風紀を乱し他人に迷惑をかけることのないよう秩序ある行動を行なってください。

5. 従業者の配置状況

職 種	常勤換算	常 勤	非常勤	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名		1名
2. 生活相談員 （うち社会福祉士1名、介護福祉士2名、 社会福祉主事2名）	3名	3名		1名
3. 生活支援員 （うち介護福祉士21名、社会福祉主事7名）	31名	32名		12名
4. 理学療法士（作業療法士）	0名	0名		1名
5. 看護師	2名	2名		1名

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して「生活介護」と「施設入所支援」を提供する者として、下記の職種の従業者を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

たとえば・・・1日4時間、週5日勤務の従業者（1週間で20時間勤務）が5名いる場合、常勤換算では、2.5名（4時間×5日×5名÷40時間＝2.5名）となります。

〈その他、専門的な支援等にかかる従業者の配置状況〉

職 種	
管理栄養士	(1)当事業所では、利用者の日常生活状況や嗜好等を伺い、管理栄養士による栄養管理等を実施し、安心・安全な食事提供に努めています。

〈主な職種の勤務体制（標準的な時間帯における最低配置人員）〉

職 種	勤 務 体 制
1. 生活支援員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00～ 9：00 6名 日中： 9：00～17：00 8名 夜間：17：00～ 7：00 3名
2. 生活相談員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：30～17：30 1名
3. 看護師	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：30～17：30 1名
4. 医師	毎週木曜日 14：00～15：00

☆土日は上記と異なります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書第3条、第4条参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 介護給付費等から給付されるサービス
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス (①以外のサービス)

(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

次頁に表示のサービスについては、食費・光熱水費を除き、サービス利用料金全体のうち9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます(定率負担または利用者負担額といいます)。

なお、介護給付費等が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合(償還払いの場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

ただし、負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

<サービスの概要>

①日常生活の支援

i 「介護」 適切な技術を持って、利用者の心身の状況に応じて自立支援／日常生活の充実のための介護等を提供します。

…排泄の自立に必要な援助や、おむつの交換を行ないます。

…離床、着替え、整容その他日常生活に必要な支援を適切に行ないます。

…週2回以上の入浴または清拭を行ないます。

*利用者の身体の状況と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭を行なうなど適切な方法で実施します。

ii 「食事の提供」

…利用者の心身の状況や思考を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。当事業所の食事時間は次のとおりです。

朝食 (8 : 15 ~ 9 : 00)

昼食 (12 : 00 ~ 12 : 45)

夕食 (17 : 15 ~ 18 : 00)

iii 「健康管理」

…常に利用者の健康状況に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

服薬管理は、当事業所の看護職員と相談の上、行います。

iv 「相談及び援助」

…当事業所では、常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。

また、利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携を図ります。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞

下記の料金表によって、利用者の障害程度区分に応じたサービス利用料金から、介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）と食費・光熱水費の合計金額をお支払いいただきます。（個別減免等の負担軽減措置が別途ございます。）

	障 害 支 援 区 分					
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
1. 利用者の障害程度区分とサービス利用料金	4,900円	4,900円	5,610円	6,230円	7,550円	8,880円
2. うち、介護給付費が給付される金額	4,410円	4,410円	5,058円	5,616円	6,813円	8,010円
3. うちサービス利用に係る自己負担額(定率負担)（1－2）	490円	490円	561円	623円	755円	888円
4. 食事に係る自己負担額 ※1	1,579円					
5. 光熱水費に係る自己負担額 ※2	329円					
6. ご負担額合計（3＋4＋5）	2,398円	2,398円	2,469円	2,531円	2,663円	2,796円

また、短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用される場合の利用料金は次のとおりとなります。

	障 害 支 援 区 分					
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
1. 利用者の障害程度区分とサービス利用料金	1,650円	1,650円	2,310円	3,060円	5,080円	5,800円
2. うち、介護給付費が給付される金額	1,494円	1,494円	2,079円	2,763円	4,581円	5,229円
3. うちサービス利用に係る自己負担額(定率負担)（1－2）	165円	165円	231円	306円	508円	580円
4. 食事に係る自己負担額 ※1	1,579円					
5. 光熱水費に係る自己負担額 ※2	329円					
6. ご負担額合計（3＋4＋5）	2,073円	2,073円	2,139円	2,214円	2,416円	2,488円

※1 1日3食分の金額です。実際に申し込まれた食事のみ請求いたします。

※2 1日あたりの金額です。1泊2日の場合は、329円×2日＝658円となります。

☆ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

〔サービス利用の取り消し（キャンセル）について〕（契約書第 14 条）

☆利用者が、サービス利用を取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。

☆なお、サービス利用日の3日前までに申出のない場合、下記キャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料 (食費の実費相当額)	朝 食	1 3 0 円 ※
	昼 食	3 4 0 円 ※
	夕 食	3 3 0 円 ※
	1 日 計	8 0 0 円 ※

〈利用者負担の減免について〉

〔利用者負担に関する月額上限〕

- 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり 4 区分の月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらずそれ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が 80 万円以下の方	0 円
一 般	市町村民税課税世帯（収入が 600 万円以下の世帯）	9, 3 0 0 円

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりとする。

種 別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者 (施設に入所する 18、19 歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する 18、19 歳を除く)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(2) (1) 以外のサービス

下記①～②のサービスについては、介護給付費等の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

- ①特別なサービスの提供とこれに伴う費用
- ②介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、請求月の 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み
佐賀銀行 鹿島支店 普通預金 1 2 8 1 5 6 4
(はなこばかい)
名義 社会福祉法人花木庭会 鹿島療育園
(むかいまさとし)
施設長 迎 雅 瑠 嗣

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第 8 条第 6 項参照）

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

*本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス提供の具体的な内容
- (2) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (3) やむを得ず身体拘束等を行なった場合の状況や緊急やむをえない理由など
- (4) 利用者からの苦情の内容
- (5) 事故の状況及び事故に際しての対応
 - ◆保存期間は、サービス提供完了日から 5 年間です。
 - ◆閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前 9：00～午後 5：00 です。

8. 苦情の受付について（契約書第 15 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）

氏名 森田剛 [職名] 生活相談課長
平弘子 [職名] 生活支援課長
後田由美子 [職名] 生活支援課長補佐
蒲原陽介 [職名] 生活相談係長

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
8:30～17:30

○苦情解決責任者

氏名 迎雅瑠嗣 [職名] 施設長

○第三者委員

氏名 小野原忠行 [所属] 社会福祉法人 花木庭会 監事

連絡先 0954-62-9233

また、苦情受付ボックスを中央廊下に設置しています。

(2) 苦情受付機関

佐賀県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 佐賀市鬼丸町7番18号
	電話番号・FAX 0952-23-2151
	受付時間 8:30～17:00

平成 26 年 11 月 1 日

指定障害者短期入所サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 鹿島療育園
説明者職名
氏名 ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者短期入所サービスの提供利用及び開始に同意しました。

利用者住所
氏名 ㊟

※この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条に基づく、厚生労働省令第 171,172 号（平成 18 年 9 月 29 日）の規定により、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。